

令和5年度名張市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

名張市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

1．調達方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、名張市の市長部局、消防本部、上下水道部、市立病院、伊賀南部環境衛生組合、議会事務局、教育委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局とする。

2．物品等の調達目標

名張市が障害者就労施設等から調達する物品及び役務の目標は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする。）

・物品（食料品、飲料、小物雑貨、その他の物品） 200 千円

・役務（清掃・施設管理、飲食等の運営、その他のサービス・役務）

200 千円

3．調達の推進方法

- ・障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取組みを推進する。
- ・障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- ・障害者就労施設等に発注予定の物品等について、情報収集に努め、障害者就労施設等に随時情報を提供する。

4．調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に市のホームページ等を通じて公表する。

5．調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、名張市福祉子ども部障害福祉室とする。